

まちづくりキャッチフレーズ **人と自然と文化がつくる「キラリと光る新中核都市」**



親子ふれあい遊びの広場

シビックセンターたからや（宮川町）

特定非営利活動法人こども未来ネットワーク（TEL / FAX 22-1960）は、7月～12月の毎月第2火曜日に、シビックセンターたからや1F・親子ふれあい遊びの広場で、「子育て講座」～子育てをもっとたのしく～を開催しています。

講座は5回開催され、申込順で20組が参加できます。

こども未来ネットワークの楠本知恵美さんは、「いつでも広場は自由に使っていただけますので、お子さんといっしょに遊びに来てください」と気軽な参加を呼びかけられていました。

CONTENTS

- 8月30日～9月5日は防災週間です …… 2
- 9月10日は下水道の日です …… 3
- 市民参画条例 …… 4
- あなたの家・建物「耐震診断」しませんか …… 5
- 加納告保遺作展 …… 6
- 地域子育て支援センターを
ご利用ください …… 7
- ハートバリアフリー …… 8
- 遥かな町へ/打吹まつりを終えて …… 9
- 出かけてみよう …… 10～11
- インフォメーション …… 12～15
- あんしんファイル …… 16

目どろから風水害、地震などの災害に備えましょう



昭和62年9月17日 台風19号 倉吉駅前



8月30日～9月5日は「防災週間」です

これから本格的な台風の時期を迎えます。災害から生命と財産を守るため、今一度、個人の備え、家族の備え、地域の備えを確認しましょう。

【強風・大雨に備えて】

強風・大雨のときに屋外に出るのは大変危険です。テレビ・ラジオなどの気象情報に注意し、早めに対策をとりましょう。

■台風が近づく前に屋外を点検し、風で飛ばされそうな物はしっかりと固定する。

■大雨のおそれがあるときは、排水口などに溜まっている泥、ゴミなどを取り除いておく。

■雨戸を閉めたり、窓ガラスに飛散防止用のテープを貼る。

■家の周りにがけ崩れなどの危険な場所がないか確認しておく。

【地震に備えて】

地震はいつ起るか分かりません。日ごろから屋内・外を

点検し、被害の防止に努めましょう。

◆家具は転倒しないように固定し、食器棚などのガラス部分には、飛散防止フィルムを貼る。

◆万が一、家具が倒れてきてもケガをしないように家具の配置と寝る位置を工夫する。

◆消火器、救急箱などの置き場所を確認しておく。

◆「倉吉市震災に強いまちづくり促進事業」を活用して、住宅などの耐震診断を実施し、耐震化を促進する。

【災害に備えて】

災害が発生したとき、必ずしも家族と一緒にいるとは限りません。ひとりで混乱しないため、普段から家族で「災害時にどうすればよいか」を話し合っておくことが必要です。

♥全戸配布している地震・洪水ハザードマップで避難場所を確認し、安全な避難ルートを確認しておく。

♥リュックなどの背負い式バッグに非常時の持ち出し品を準備しておく。

△持ち出し品の例▽
・食料、飲料水（3日分）



昭和62年9月17日 台風19号 倉吉駅方向からみた市街地

【避難時の心がけ】

避難するときには、火の元、戸締まりなどを確認し、隣近所で声を掛け合って避難しましょう。特に、高齢者・障害者・子どもなどに配慮し、地域住民が助け合って避難しましょう。

救急用品

- ・携帯ラジオ、懐中電灯
- ・衣類、マスク、タオル、ティッシュ、オムツ、靴などの生活用品
- ・現金、通帳、免許証、健康保険証のコピー
- ・家族の状態に応じた物品（粉ミルク、処方箋など）
- ・公民館単位で自主防災組織を結成し、定期的に防災訓練

下水道 きれいな未来 つくる道



「水の旅見学会」

下水道は快適で衛生的な生活環境づくりのパートナーです。

下水道に対する理解を深めてもらおうと、「水の旅見学会」を行っています。

これは、小学生の親子を対象に(財)鳥取県天神川流域下水道公社と中部各市町が協力し、ダム・水源地・下水処理場の見学や水にかかわる実験をとおして、下水道の大切な役割を知ってもらおうとするものです。



【安否確認】

災害時に家族や知人の安否を確認する手段として、「災害用伝言ダイヤル『1717』や『iモード災害用伝言板サー

ビス」などを覚えておき、いざというときに活用しましょう。送った防災情報を市にご登録いただいたパソコン、携帯電話に電子メールで配信しています。

【防災情報の確認】

市では、防災行政無線で放して、ぜひご利用ください。

防災情報を確認する手段と

【登録用ページアドレス】
<http://bousai.city.kurayoshi.tottori.jp/user/>
※問合せ先：総務課
(☎)22-18162 / FAX 22-1087)

私たちが生活する中で、水はいろいろな形で使われています。

使い終わった水を汚水としてそのまま排出すると、悪臭や蚊・ハエなどの発生源となり、生活環境を悪化させることとなります。

また、汚水が付近の河川から海へと流れ込むと環境破壊の大きな原因になります。

この汚水を元のきれいな水に戻し、快適で衛生的な生活環境の維持、河川や海の環境保全を目的として現在全国で下水道の整備が進められています。倉吉市は昭和51年度から下水道事業

に取り組み、今年で30年が過ぎました。これからも、より良い生活環境の維持のため下水道事業を推進します。市民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

一日も早い接続をお願いします

下水道の供用が始まった区域では、下水道法で、台所、ふろ場、浄化槽式トイレなどから出る雑排水は1年以内に、くみ取り式トイレは3年以内に下

排水設備工事は必ず市の指定業者で

排水設備工事は市が指定した業者で行うことはできません。排水設備指定業者に相談の上申し込んでください。(倉吉市排水設備工事指定業者は市ホームページに掲載しています)

融資制度があります

水洗便所改造資金融資をご利用ください。必要書類などは下水道課に準備しています。

対象となる工事①くみ取り便所の水洗便所への改造②し尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続するための便器、洗浄用具などの改造③これらの工事に伴う給水設備の新設や改造する工事を対象としています。詳しくは下水道課

下水道課からのお願い

排水設備は、個人で設置し、維持管理するものです。次のことに注意しましょう。

- 台所では、残飯や野菜くずを流さないでください。排水管の詰まりや悪臭の原因となります。
- てんぶら油などの廃油を流すと、冷えて固まり下水道管が詰まる原因となります。フライパンなどの汚れはふき取ってから洗ってください。
- 水洗トイレには、専用のトイレトーパー以外のものを流さないでください。便器や排水管の詰まる原因となります。

● 排水設備の詰まり、老朽化などのご相談は、施工をされた倉吉市排水設備指定業者または、下水道課へお問い合わせください。

※問合せ先：下水道課
(☎)22-18176 / FAX 22-18140

倉吉市市民参画条例(素案)

自分たちが住むまちを自ら
が治めることがまちづくりで
す。

私たち市民は、自分たちが
生活するまちを、より安全で
住みやすく、个性的で魅力あ
ふれるまちにしたいと願って
います。

そのためには、市民と市民
そして、市民と議会、行政が、
それぞれが持つ特性を活かし
ながら、補完、協力し合い、
公共的課題の解決にあたらな
ければなりません。

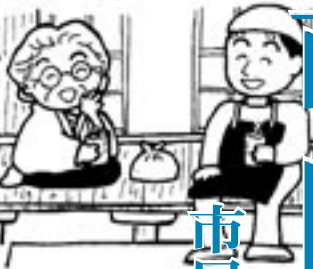
このことを市民共通の理解
と意思のもとに推進するた
め、この条例をつくりま

(条例をつくる目的)

第1条 この条例は、市民参
画・協働の大切な考え方を
定め、市民、議会、行政が

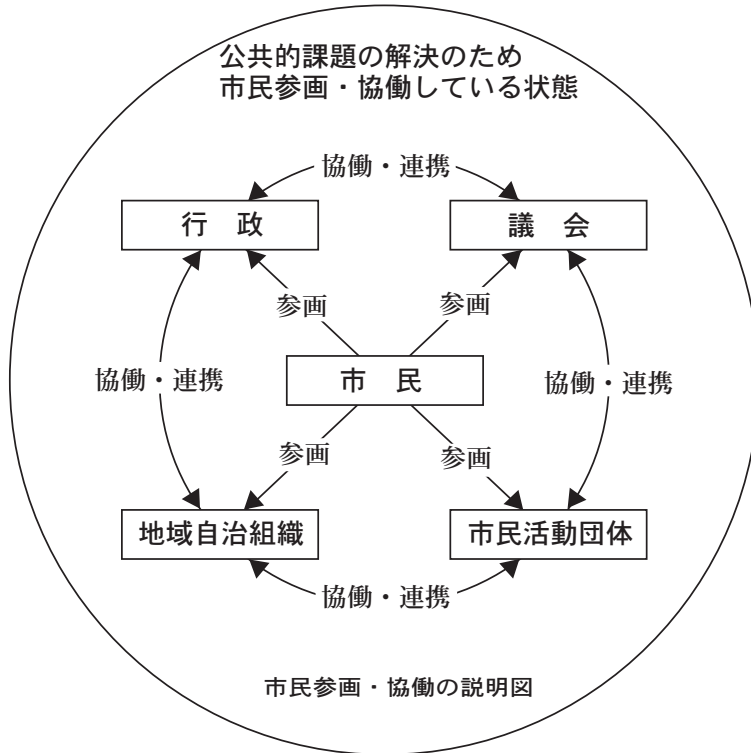
市民参画条例

市民参画条例の素案を作成しました



確認し、市民参画・協働の
まちづくりを推進すること
を目的とします。

(市民参画・協働の意味)
第2条 市民参画・協働とは、
左記の「市民参画・協働の
説明図」とおり、市民が、
公共的課題を解決するため
に、地域自治組織、市民活



市民参画条例(素案)に ご意見をお寄せください

市では、市民参画条例の素案を作成しました。

この素案を作成するまでに、7月13日から8月11日にかけて「車座集會・キラリと光るまちづくりトーク」を開催し、市民参画・協働の意義・必要性について、市民の皆さんと共通理解を図ってまいりました。その中で、参加いただいた多くの人から、「意義・必要性は理解できる。早く条例の案を作成、公表し、市民が議論できるようにすべき」とのご意見をいただいたところです。

この素案は、市民参画・協働を推進するための大切な考え方をまとめた理念型の条例であることが特徴です。これは、昨年度、市民



参画条例に盛り込みたい内容を要綱案としてまとめ、市民の皆さまからご意見をいただきましたが、「わかりにくい」という多くの意見をいただいたことから、市では、「大切なことを、わかりやすく」を基本に、新しく作成したものです。

この素案をもとに議論していただき、皆さんからのご意見をもとに、この素案の見直しを行い、再度、公表します。

提出方法

- (1) 郵便番号：〒682-8611
倉吉市葵町722
倉吉市企画部市民参画課活動支援係あて
- (2) FAX 22-8144
- (3) Eメール：sankaku@city.kurayoshi.tottori.jp
- (4) 直接持参される場合
市役所4階 企画部市民参画課

提出様式

自由です。「市民参画条例(素案)に対する意見」と表記してください)

提出期限 9月29日(金)

※問合せ先：市民参画課 (TEL) 22-8159 / (FAX) 22-8144)